

大垣女子短期大学 無線 LAN 接続に関する要項

第 1 趣旨

この要項は、大垣女子短期大学ネットワーク管理運用規程(以下、「規程」という。)第11条に基づき、大学内での無線 LAN の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 対象者

この要項は、大垣女子短期大学が整備・提供するネットワーク(以下、「本学ネットワーク」という。)に無線 LAN 装置を通じて情報機器を接続する利用者を対象とする。

第 3 利用目的

本学ネットワークを通じた無線 LAN の利用は、原則として学術にかかる研究及び教育・学修及びその支援を目的とするものに限る。

第 4 利用方法

本学ネットワークの管理運用及び利用に関する事項は、規程第14条に基づき教務・広報課に「学内ネットワーク接続申請書(Mac アドレス認証)」を申請したデバイスのみが利用できる。

第 5 利用資格

無線 LAN を利用することができる者は、規程第6条に示す者とし、資格を失う条件についてもこれに準ずるものとする。

第 6 利用時間

無線 LAN は、原則として学年暦において授業が行われる日の 8:30～18:30 の間に利用できるものとする。

第 7 利用者の責任

無線 LAN の利用者は、規程第8条の各号について責任を負わなければならない。

第 8 利用者の連絡義務

無線 LAN 利用者は、使用中のネットワークに異常が生じたときは、直ちにその旨を本学ネットワークの管理運用する事務部局に連絡しなければならない。

第 9 禁止事項と措置

通信の秘密については法令により保護される。ただし、規程第12条の各号のいずれかに該当する行為があった場合については、情報セキュリティ委員会の了承を得て、規程第13条の措置を行うものとする。

2 前項の行為の内容及び程度等により、学長は、学則による処分を行うことができる。

第 10 ネットワークの利用によって生じる危険性の回避

ネットワークの利用については、次の内容の危険性があることを十分に認知した上で、適切な知識や技能を持って法令や規程等を遵守し、正しい操作によって危険性を回避するよう努めなければならない。

- (1) 個人に関するデータ(氏名、生年月日、住所、電話番号等)をネットワーク上に掲載することによって、多大な被害を受ける場合があること。
- (2) クレジットカードの番号等をネットワーク上に掲載すると、盗まれて悪用される場合があること。
- (3) ネットワークにつながっているパソコンや、携帯電話等内のデータは、盗まれたり、破壊される場合があること。

- (4) ネットワークのセキュリティは完全ではないため、データの送受信時に盗聴される場合があること。
- (5) プログラムやファイルをダウンロードすることで、ネットワーク及び自身のデバイスにウイルスを持ち込む場合があること。
- (6) 電子メールにはウイルスが添付されている場合があること。
- (7) 電子掲示板等で本名を使用するとストーカー行為を受ける場合があること。
- (8) ネットワークは世界に広がっていることから、場合によっては外国の法律が適用される場合があること。

附 則

この要項は、令和2年11月1日から施行する。